

労働派遣事業における情報について

労働者派遣法第23条5条（同法施行規則第18条の2）に基づき、労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせ致します。

- (1) 派遣労働者の数 (派遣労働者 28人)
- (2) 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (派遣先事業所 6社)
- (3) 労働者派遣に関する料金の平均金額 (1日8時間： 1,4519円)
- (4) 派遣労働者に関する賃金の平均金額 (1日8時間： 8,177円)
- (5) マージン率等の情報公開 (43.7%)

(6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ① キャリア・コンサルティングの相談窓口担当者・派遣先事業所と連絡調整する担当者：小野寺 英明
- ② 教育訓練 派遣労働者全員対象で有給・無給で実施したキャリアアップに資する内容

訓練項目	訓練の内容
1、入職時等基礎的訓練	新規採用労働者・待機中の労働者対象
2、職能別訓練（入社2年目以降）	キャリア形式・スキルアップの積み重ね
3、職種転換訓練（入社2年目以降）	配置・異動のスキルアップ
4、階層別訓練（入社3年目以降）	リーダーシップ・コミュニケーション能力・マネージメントスキル

(7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項

- ① 積極的な情報公開
マージン率だけではなく事業所ごとに派遣先数、教育訓練等

② 派遣労働者の福祉の増進

- (1) 派遣労働者の希望や能力、経験、場所、時間等、適性に応じた就業の機会及び教育訓練機会の確保等
- (2) 賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上社会・労働保険の適用促進、福祉厚生施設の充実

(8) マージン率には法定福利費、会社運営費、交通費が含まれておりません。

- ① 会社運営費：事務所費/教育訓練費/有給取得費/労務管理費/宣伝広告費などの諸経費です。
- ② 法定福利費：労災保険/雇用保険/厚生年金保険/健康保険/健康診断などの会社が負担する保険料です。
- ③ その他費用：労働者へ支払う交通費/人件費などの費用です。

(9) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐→労使協定を締結していない ☒→労使協定を締結している（協定書の有効期間終期：令和8年3月31日）